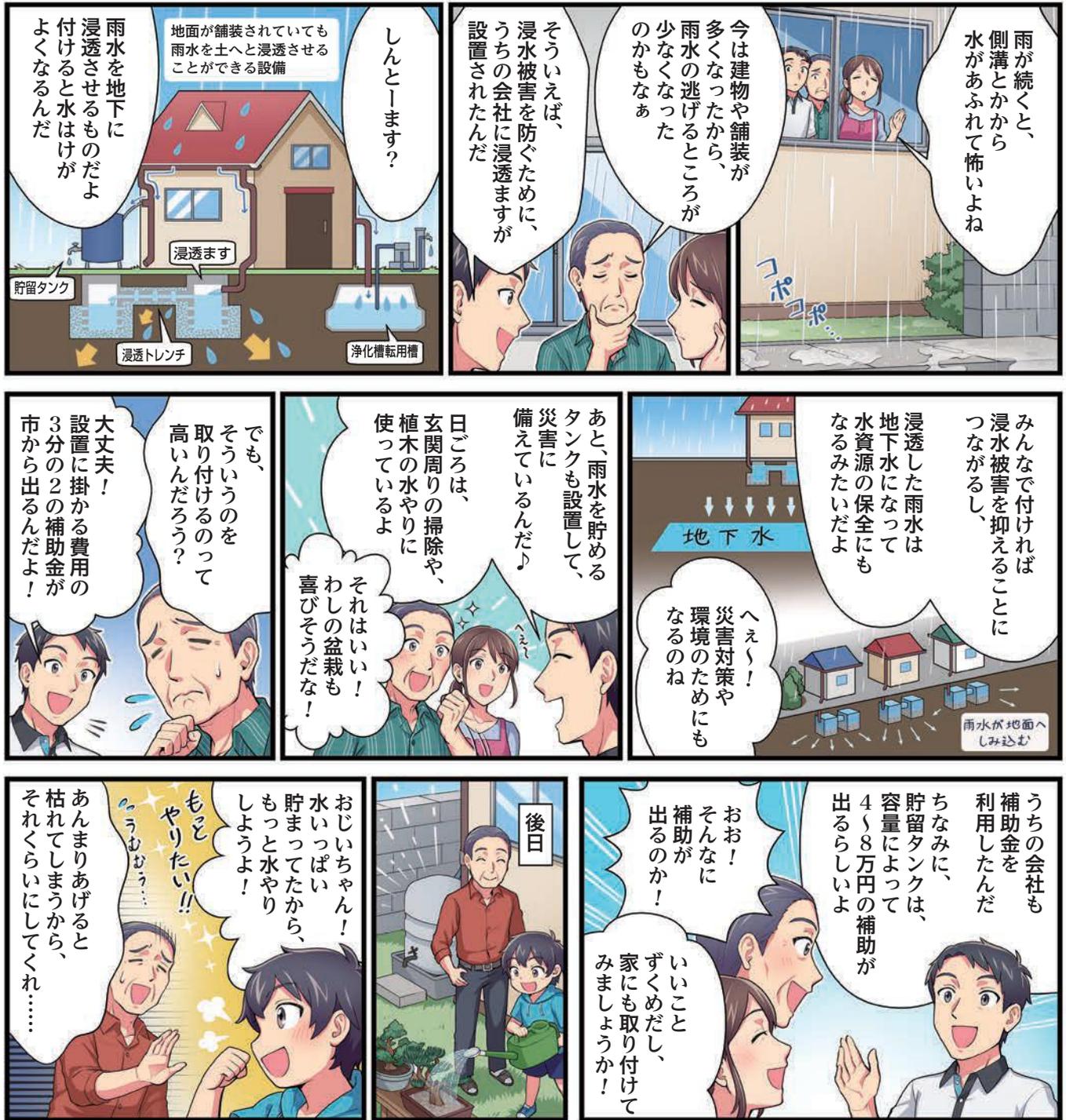


第26回 「雨水貯留・浸透施設を設置して、水害に備えよう」

作画 ゴマ七味



雨水の流出を抑える施設は、市街地での設置が普及するほど、浸水被害を少なくするなどのより大きな効果が期待できます。

雨水を活用したり浸み込ませたりするような「雨と上手に暮らす生活」を習慣化し、宇都宮を「災害に強く恵み豊かなまち」にしていきましょう。

雨水貯留施設等設置費補助金制度 ID 1025931

- ▼対象 次のすべてに当てはまる個人または法人。①市街化区域に土地または建物を所有、占有している②市税などを滞納していない。ただし、浸透施設は一部補助対象外の区域があります。
- ▼補助対象施設 貯留施設(貯留タンク・浄化槽転用槽)、

浸透施設(浸透ます・浸透トレンチ)。

- ▼補助額 設置に要する経費の3分の2(上限あり)。
- ▼その他 設置する施設の規格などに条件があります。詳しくは、市HPをご覧ください。

設置した感想などをお寄せください

貯留施設や浸透施設を設置した感想などを市HPに、順次、掲載する予定です。

設置した施設の活用事例や雨水活用に対する考えなど、電話または市HPのお問い合わせ専用フォームで、工事受付センター☎(633)3164へお寄せください。



▲市HP

ID 1027038



▲市HP